

令和8年度再配達防止普及啓発業務 に関する質問及び回答

No	仕様書「4 業務委託の内容」の項目	質問	回答
1	(1) 再配達防止に関する普及啓発	・ecoチャレンジみやぎのホームページや公式LINEアカウントを施策の告知に活用することは可能か	現在、ecoチャレンジみやぎホームページは「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050ポータルサイト」に統合しています。ポータルサイトを告知の場として活用いただくことは差し支えございません。また、ecoチャレンジみやぎ公式LINEアカウントによる告知も可能ですが、時機や回数は発注者と協議いただきます。
2	(1)再配達防止に関する普及啓発	・イベントの実施を企画しようと考えているが、実施場所として「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」に参画している商業施設の紹介は可能か	「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」にご参画いただいている団体会員の紹介は可能ですが、会場協力をいただけるかどうかは保証できません。
3	(2)啓発ポスター・チラシ等の印刷	・ポスター・チラシの掲示・配架を県管轄施設等で実施することは可能か。可能な場合は何カ所程度か。	県庁行政庁舎及び県合同庁舎でのポスター・チラシの掲示・配架は可能ですが、その他施設は所管課と発注者による事前調整を実施し判断します。
4	(2)啓発ポスター・チラシ等の印刷	・提供いただけるポスター・チラシの印刷サイズ及び片面／両面の指定について	ポスター・チラシの印刷サイズはA2・A4とし、片面印刷を予定しています。